

**第 4 5 号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例**  
**第 4 6 号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の  
 利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例**

**1. 改正理由**

国が進める「幼児教育の段階的無償化」に向けた取組みにより、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」が公布され、低所得世帯およびひとり親世帯等に対する負担軽減措置が拡充されたことに伴い、本条例に規定された保育料等を改正する。

**2. 改正内容**

政令改正の内容		年収 360 万円未満相当世帯の第 1 子の保育料等を 14,100 円に、第 2 子を 7,050 円とする。	市町村民税非課税世帯の第 2 子の保育料等を 0 円とする。	年収 360 万円未満相当世帯かつひとり親世帯等の第 1 子保育料等を、1 号認定は 3 千円、2 号認定は 6 千円、3 号認定は 9 千円とする。		
		1 号認定	1 号認定	1 号認定	2 号認定	3 号認定
保育の実施条例	現 行	第 1 子 3,000 円 第 2 子 1,500 円	第 1 子から無償	1,500 円	6,500 円 (3 歳児) 6,450 円 (4 歳以上児)	9,200 円
	改正後	<b>改正不要</b>	<b>改正不要</b>	<b>改正不要</b>	6,000 円	9,000 円
利用者負担条例	現 行	第 1 子 16,100 円 第 2 子 8,050 円	1,500 円	7,550 円	6,500 円 (3 歳児) 6,450 円 (4 歳以上児)	9,200 円
	改正後	第 1 子 14,100 円 第 2 子 7,050 円	0 円	3,000 円	6,000 円	9,000 円

**3. 新旧対照表**

別紙「新旧対照表」のとおり

**4. 適用日**

平成 29 年 4 月 1 日

新旧対照表

○品川区保育の実施等に関する条例

新	旧
<p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 幼児教育の実施 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>(1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設</p> <p>(2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または法第43条の2の情緒障害児短期治療施設(当該施設に通所する場合に限る。)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯および別表第2の第3階層</p>	<p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用(以下「保育料」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 保育の実施または保育の措置(支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合) 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 幼児教育の実施 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>(1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設</p> <p>(2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または法第43条の2の情緒障害児短期治療施設(当該施設に通所する場合に限る。)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(保育の実施を受けた児童にあつては別表第1のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯</p>

新	旧
<p>層に属する世帯に限る。)に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一<u>年齢</u>の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4 <u>から別表第6まで</u>において同じ。)以外の特定被監護者等に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の<u>C階層の第2階層からD階層の第3階層</u>までおよび別表第2の<u>第3階層</u>に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。<u>以下同じ。)</u>がいる世帯における<u>当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。</u></p> <p>5 <u>第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)</u>のうち、要保護者等がいる世帯における<u>当該要保護者等に係る特定被監護者等の保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。</u></p>	<p><u>または幼児教育の実施を受けた児童にあつては別表第2の第1階層から第3階層まで</u>に属する世帯に限る。)に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4 <u>および別表第5</u>において同じ。)以外の特定被監護者等(<u>前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)</u>に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の<u>A階層からD階層の第4階層(1)</u>までおよび別表第2の<u>第1階層から第3階層まで</u>に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)がいる世帯で、<u>当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)</u>が、<u>1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。</u></p>

別表第1 (第5条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円

別表第1 (第5条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円

新					旧								
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円	B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯			0円	0円	0円
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうち の均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	0円	0円	0円	C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうち の均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	2,500円	2,500円			第2階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	2,500円	2,500円
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が5,000円以上 48,700円未満である世帯	4,000円	3,500円	3,500円			第3階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が5,000円以上 48,700円未満である世帯	4,000円	3,500円	3,500円
D階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が48,700円以上 50,500円未満である世帯	8,000円	6,700円	6,700円	D階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が48,700円以上 50,500円未満である世帯	8,000円	6,700円	6,700円
		第2階層(1)	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が50,500円以上 57,700円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円			第2階層(1)	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が50,500円以上 57,700円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円
		第2階層(2)	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が57,700円以上 59,800円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円			第2階層(2)	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が57,700円以上 59,800円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が59,800円以上 68,500円未満である世帯	11,200円	11,100円	11,000円			第3階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が59,800円以上 68,500円未満である世帯	11,200円	11,100円	11,000円
		第4階層(1)	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が68,500円以上 77,101円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円			第4階層(1)	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が68,500円以上 77,101円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円
		第4階層(2)	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が77,101円以上 88,600円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円			第4階層(2)	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が77,101円以上 88,600円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円
		第5階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が88,600円以上 108,600円未満である世帯	22,800円	15,200円	15,000円			第5階層	今年度分の区市町村民税のうち の所得割が88,600円以上 108,600円未満である世帯	22,800円	15,200円	15,000円

(第6階層から第25階層まで省略)

(第6階層から第25階層まで省略)

新	旧																																										
<p>備考</p> <p>1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。</p> <p>なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。</p> <p>2 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。</p> <p>3 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。</p> <p>本表…全部改正〔平成27年条例49号〕、一部改正〔平成28年条例39号〕</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。</p> <p>なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。</p> <p>2 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。</p> <p>3 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。</p> <p>本表…全部改正〔平成27年条例49号〕、一部改正〔平成28年条例39号〕</p>																																										
別表第2（第5条関係）	別表第2（第5条関係）																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th> <th>月額（児童1人につき）</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上</td> <td>11,200円</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）	階層区分	定義		第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円	第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円	第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,400円	第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上	11,200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th> <th>月額（児童1人につき）</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上</td> <td>11,200円</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）	階層区分	定義		第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円	第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円	第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,400円	第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上	11,200円
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）																																									
階層区分	定義																																										
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円																																									
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円																																									
第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円																																									
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,400円																																									
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上	11,200円																																									
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）																																									
階層区分	定義																																										
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円																																									
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割が非課税の世帯）	0円																																									
第3階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,100円以下である世帯	3,000円																																									
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	8,400円																																									
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が211,201円以上	11,200円																																									

新			旧		
	232,500円以下である世帯			232,500円以下である世帯	
第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯	14,200円	第6階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が232,501円以上256,300円以下である世帯	14,200円
第7階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上である世帯	16,000円	第7階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯のうち、所得割が256,301円以上である世帯	16,000円

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…追加〔平成27年条例16号〕、一部改正〔平成27年条例49号〕

別表第3（第5条関係）

区分	月額（児童1人につき）
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額（第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。）または別表第2に定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の児童	0円

別表第4（第5条関係）

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第5

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 4月から8月までの月分の保育料を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…追加〔平成27年条例16号〕、一部改正〔平成27年条例49号〕

別表第3（第5条関係）

区分	月額（児童1人につき）
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1または別表第2に定める保育料に100分の50を乗じて得た額
その他の児童	0円

別表第4（第5条関係）

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護	別表第1のA階層からD階層の第2階層(1)までまたは別表第2の第1階

新		旧	
	条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) または別表第2の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額	者等 (第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)	層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円	その他の特定被監護者等	0円
別表第5 (第5条関係)		別表第5 (第5条関係)	
区分	月額 (特定被監護者等1人につき)	区分	月額 (特定被監護者等1人につき)
最年長である特定被監護者等	別表第1のC階層の第2階層からD階層の第3階層までに定める額 (第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合にあつては、同号に定める額とする。) または別表第2の第3階層に定める額に100分の50を乗じて得た額	特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等 (第5条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)	別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までまたは別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円	その他の特定被監護者等	0円
別表第6 (第5条関係)			
区分	月額 (特定被監護者等1人につき)	3歳未満児の場合	
		3歳児の場合	4歳以上児の場合
最年長である特定被監護者等	第5条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合	9,000円	6,000円
	第5条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合	7,200円	4,800円
その他の特定被監護者等		0円	

新	旧
<p data-bbox="241 180 331 212"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="129 220 1115 323"><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第5条第3項から第5項までおよび別表第3から別表第6までの規定は、平成29年度以後の保育料について適用する。</u></p>	

新旧対照表

○品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例

新	旧
<p>(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法および子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。</p> <p>(第2項省略) (利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子</p>	<p>(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法および子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。</p> <p>(第2項省略) (利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子</p>

新	旧
<p>どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4において同じ。）以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>(1) 教育・保育施設</p> <p>(2) 地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設または情緒障害児短期治療施設（当該施設に通所する場合に限る。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあつては別表第1の第3階層(1)、別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあつては別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第</p>	<p>どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4において同じ。）以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>(1) 教育・保育施設</p> <p>(2) 地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設または情緒障害児短期治療施設（当該施設に通所する場合に限る。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあつては別表第1の第1階層から第3階層(1)まで、別表第2のA階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定教育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあつては別表第2のA階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のA階層から</p>

新	旧
<p>3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあっては別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。次項および別表第5から別表第8までにおいて同じ。)以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。</p>	<p>D階層の第2階層(1)までに属する世帯または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあっては別表第1の第1階層から第3階層(2)までに属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第5および別表第6において同じ。)以外の特定被監護者等(前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。</p>
<p>4 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第2階層に属する世帯に限る。)に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、0円とする。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第1階層から第3階層(2)まで、別表第2のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)が、1人いる場合における特定被監護者等に係る利用者負担額にあっては別表第1の第1階層から第3階層(2)まで、別表第2のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第4階層(1)までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る利用者負担額にあっては当該特定被監護者等1人につき別表第6に定める額とする。</p>
<p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。</p>	
<p>6 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第2階層に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、0円とする。</p>	
<p>7 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第7に定める額とする。</p>	
<p>8 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2</p>	

新

のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第8に定める額とする。

(利用者負担額の減免)

第4条 区長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	3,000円
第3階層(1)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,699円以下である世帯	14,100円
第3階層(2)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,700円以上77,100円以下である世帯	14,100円
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	20,500円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が211,201円以上である世帯	25,700円

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第

旧

(利用者負担額の減免)

第4条 区長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	3,000円
第3階層(1)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,699円以下である世帯	16,100円
第3階層(2)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,700円以上77,100円以下である世帯	16,100円
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	20,500円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が211,201円以上である世帯	25,700円

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第

新

292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…一部改正〔平成27年条例50号・28年40号〕

別表第2（第3条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）				
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合		
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円		
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円		
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	2,500円	2,500円
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上	4,000円	3,500円	3,500円

旧

292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…一部改正〔平成27年条例50号・28年40号〕

別表第2（第3条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額（児童1人につき）				
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合		
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円		
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円		
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0円	0円	0円
		第2階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	3,000円	2,500円	2,500円
		第3階層	今年度分の区市町村民税のうちの所得割が5,000円以上	4,000円	3,500円	3,500円

新						旧							
D階層			48,700円未満である世帯				D階層			48,700円未満である世帯			
	第1階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	8,000円	6,700円	6,700円	第1階層		今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	8,000円	6,700円	6,700円		
	第2階層(1)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円	第2階層(1)		今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円		
	第2階層(2)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円	第2階層(2)		今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	9,900円	8,800円	8,500円		
	第3階層	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	11,200円	11,100円	11,000円	第3階層		今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	11,200円	11,100円	11,000円		
	第4階層(1)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円	第4階層(1)		今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円		
	第4階層(2)	今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円	第4階層(2)		今年度分の区市町村 住民税のうちの所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	18,400円	13,000円	12,900円		
第5階層	今年度分の区市町村	22,800円	15,200円	15,000円	第5階層	今年度分の区市町村	22,800円	15,200円	15,000円				

新						旧							
		階層	村民税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	円	円	円			階層	村民税のうちの所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	円	円	円

(第6階層から第25階層省略)

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

3 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。  
本表…全部改正〔平成27年条例50号〕、一部改正〔平成28年条例40号〕

別表第3 (第3条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			月額 (児童1人につき)			
階層区分	定義		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
A階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		0円	0円	0円	
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	0円	0円	0円

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

3 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。  
本表…全部改正〔平成27年条例50号〕、一部改正〔平成28年条例40号〕

別表第3 (第3条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			月額 (児童1人につき)			
階層区分	定義		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
A階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		0円	0円	0円	
B階層	A階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	
C階層	A階層を除き区市町村民税課税世帯	第1階層	今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	0円	0円	0円

新					旧					
D階層	第2階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	2,400円	2,000円	2,000円	第2階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が5,000円未満である世帯	2,400円	2,000円	2,000円
	第3階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	3,200円	2,800円	2,800円	第3階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が5,000円以上48,700円未満である世帯	3,200円	2,800円	2,800円
	第1階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	6,400円	5,360円	5,360円	第1階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が48,700円以上50,500円未満である世帯	6,400円	5,360円	5,360円
	第2階層(1)	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯	7,920円	7,040円	6,800円	第2階層(1)	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が50,500円以上57,700円未満である世帯	7,920円	7,040円	6,800円
	第2階層(2)	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	7,920円	7,040円	6,800円	第2階層(2)	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が57,700円以上59,800円未満である世帯	7,920円	7,040円	6,800円
	第3階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	8,960円	8,880円	8,800円	第3階層	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が59,800円以上68,500円未満である世帯	8,960円	8,880円	8,800円
	第4階層(1)	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満で	14,720円	10,400円	10,320円	第4階層(1)	今年度分の区市町村 村民税のうちの所得割が68,500円以上77,101円未満で	14,720円	10,400円	10,320円

新						旧						
			ある世帯					ある世帯				
		第4階層(2)	今年度分の区市町村 村民税のうち所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	14,720 円	10,400 円	10,320 円		第4階層(2)	今年度分の区市町村 村民税のうち所得割が77,101円以上88,600円未満である世帯	14,720 円	10,400 円	10,320 円
		第5階層	今年度分の区市町村 村民税のうち所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	18,240 円	12,160 円	12,000 円		第5階層	今年度分の区市町村 村民税のうち所得割が88,600円以上108,600円未満である世帯	18,240 円	12,160 円	12,000 円

(第6階層から第25階層省略)

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

3 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…全部改正〔平成27年条例50号〕、一部改正〔平成28年条例40号〕

別表第4 (第3条関係)

区分	月額 (児童1人につき)
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1に定める額、別表第2に定める額(第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあっては、同号イに定める額とする。)または別表第3に定める

備考

1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表を適用する。

3 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…全部改正〔平成27年条例50号〕、一部改正〔平成28年条例40号〕

別表第4 (第3条関係)

区分	月額 (児童1人につき)
小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童および第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している児童のうち、最年長である児童の次に年長である児童	別表第1、別表第2または別表第3に定める額に100分の50を乗じて得た額

新		旧	
	額（同項第3号イの区分に該当する場合にあつては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額		
その他の児童	0円	その他の児童	0円

本表…一部改正〔平成27年条例50号・65号〕

本表…一部改正〔平成27年条例50号・65号〕

別表第5（第3条関係）

別表第5（第3条関係）

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等	別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に定める額、別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあつては、同号イに定める額とする。）または別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあつては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

本表…追加〔平成28年条例40号〕

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等の次に年長である特定被監護者等（第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。）	別表第1の第1階層から第3階層(2)まで、別表第2のA階層からD階層の第4階層(1)までまたは別表第3のA階層からD階層の第4階層(1)までに定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円

本表…追加〔平成28年条例40号〕

別表第6（第3条関係）

別表第6（第3条関係）

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
最年長である特定被監護者等	別表第2のC階層の第2階層からD階層の第3階層

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特	別表第1の第1階層から第3階層(2)まで、別表第

新		旧	
	層までに定める額（第3条第1項第2号イの区分に該当する場合にあつては、同号イに定める額とする。）または別表第3のC階層の第2階層からD階層の第4階層（1）までに定める額（同項第3号イの区分に該当する場合にあつては、同号イに定める額とする。）に100分の50を乗じて得た額	定被監護者等（第3条第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。）	2のA階層からD階層の第4階層（1）までまたは別表第3のA階層からD階層の第4階層（1）までに定める額に100分の50を乗じて得た額
その他の特定被監護者等	0円	その他の特定被監護者等	0円

本表…追加〔平成28年条例40号〕

本表…追加〔平成28年条例40号〕

別表第7（第3条関係）

区分	月額（特定被監護者等1人につき）
最年長である特定被監護者等	3,000円
その他の特定被監護者等	0円

別表第8（第3条関係）

区分	月額（特定被監護者等1人につき）			
	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
最年長である特定被監護者等	第3条第1項第2号アまたは同項第3号アの区分に該当する場合	9,000円	6,000円	6,000円
	第3条第1項第2号イまたは同項第3号イの区分に該当する場合	7,200円	4,800円	4,800円

新				旧
	場合			
その他の特定被監護者等		0円		
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条第3項から第8項まで、別表第1および別表第4から別表第8までの規定は、平成29年度以後の利用者負担額について適用する。</u></p>				